

第 4 回

訓子府町農業委員会議案

日 時 平成31年4月22日(月)午後5時

場 所 訓子府町役場2階議会委員会室

訓子府町農業委員会

議 件

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第2号 土地の現況証明について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見の聴取について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 訓子府町農業委員会における下限面積の設定について

協 議（報告含む）

1. 5月総会（案）
5月30日（木）

2. その他

議案第1号

農地法第18条第6項の規定による通知について

下記のとおり農地法第18条第6項の規定による通知があったので、審議のうえ適否の決定を求める。

平成31年4月22日提出

訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

所在	地番	土地の表示等		面積 (㎡)	契約期間	合意解約 の成立日	引渡の日	通知者	解約後の処理等
		地目	現況						
清住	〇〇-2	畑	畑	7,733	始期 H27.1.28	H31.4.15	H31.4.22	(賃貸人) 置戸町 〇〇 〇〇	売買 (図1)
清住	〇〇-9	畑	畑	1,488	終期 H37.1.27 (農地法)				
				9,221				(賃貸人) 置戸町 〇〇 〇〇	

議案第2号

土地の現況証明について
 下記のとおり土地の現況証明の申請があったので可否について審議を求める。

平成31年4月22日提出
 訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

所在		地番		地目		面積		区分	利用状況	所有者		目的	説明		
		公	簿	現	況	面	積			住	所			氏	名
清住	〇〇-9	畑	農	・	長	草	放	牧	地	宅	地	〇〇	〇〇	地目変更のため	図1

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に係る意見の聴取について

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があり、転用面積が30aを超えることから、農地法第5条第3項の規定により一般社団法人北海道農業会議に意見の聴取を求めるとについて審議を求める。

平成31年4月22日提出
訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

申請地			農地の区分	譲渡人(貸主)		譲受人(借主)		建設予定年月日	土地利用計画	付近に及ぼす被害の状況		備考
所在	地番	地目 公簿 現況		面積 ㎡	住氏名	経営地 (㎡)	住氏名			職業	無	
緑丘	〇〇-1	畑	畑	緑丘 〇〇〇〇	緑丘 〇〇〇〇 (借入地 ⁰)	緑丘 〇〇〇〇	農業	許可日 ～ H31.8.31	農業振興地域内	○		図2
計			4,440									

議案第4号

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、訓子府町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。

平成31年4月22日提出

訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

譲受(借)人 住所・氏名	譲渡(貸)人 住所・氏名		土地の表示		地		目		面積 (㎡)	始 期 告示日	終期・期間 支払期限	金額 (賃借料) (価格)	備 考
	字	地番	公簿	現況									
	常盤 豊坂 豊坂	〇〇-1 〇〇 〇〇-3	畑 畑 畑	畑 畑 畑	畑 畑 畑	畑 畑 畑	畑 畑 畑	畑 畑 畑	30,200	H31.4.22	H31.11.22	円 4,440,000	千円/10a @140
									1,207				
									311				
		計							31,718				
清住 〇〇 〇〇	札幌市 北海道農業公社	〇〇 〇〇-1 〇〇-1 〇〇-13 〇〇-1	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	1,558	H31.4.22	H31.11.22	17,744,000	@460 @420 @220
									13,417				
									2,021				
									24,321				
									292				
		計							41,609				

議案第5号

訓子府町農業委員会における下限面積の設定について

農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）の記の2の（1）（ア）②で求められている農地法第3条第2項第5号の「別段の面積」について、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等を勘案し検討した結果、下記の理由により下限面積を設定しないことの可否について審議を求める。

平成31年4月22日提出
訓子府町農業委員会会長 坂本 稔

記

1. 北海道の下限面積

地 域	下 限 面 積
全 地 域	2 ha

2. 下限面積設定理由

下の計算式による平均面積が、農地法で定められている北海道の下限面積を大きく上回ることから、当会独自の下限面積を定める必要はないと考え、北海道の下限面積2haを訓子府町農業委員会の下限面積とする。

【参考：H31年3月現在管内農地面積7,090.2ha÷H31年3月現在農家戸数268戸≒26.4ha】